

魚沼市団体旅行誘客促進助成金

申請要領

(令和 8 年度)

令和 8 年 4 月

魚沼市産業経済部観光課

○助成金の概要

1. 趣旨	団体旅行の誘客促進により観光交流の拡大を図り、地域経済を潤すことを目的に本助成金を交付します。
2. 対象期間	令和9年3月14日（日）催行分まで ※予算がなくなり次第終了
3. 対象者	①団体旅行を誘客する旅行事業者（旅行業法に基づく登録事業者）及び新潟県の登録を受けた旅行手配サービス事業者※市外旅行事業者も含む ②教育旅行を誘客する市内に施設を有する宿泊事業者・民泊事業者（各法令に基づく登録事業者）※宿泊施設で構成する組合単位での申請も可 ③教育旅行を誘客する市内に事業所を有する観光事業者 ④市内で合宿を実施する市外に活動拠点がある団体

4. 対象旅行	申請者	旅行事業者	市内宿泊事業者	市内観光事業者	市外合宿団体
	対象旅行	募集型企画旅行 受注型企画旅行	市外の小学校、中学校、高等学校、大学等に所属する児童、生徒又は学生で組織する市外に活動拠点がある団体が実施する団体旅行（※1）		
	日帰旅行 対象人数	対象外	対象外	参加人数15名以上	対象外
	日帰旅行 補助金額 (※2)	対象外	対象外	誘客数×1,000円	対象外
	宿泊旅行 対象人数	参加人数15名以上かつ延べ宿泊数15泊以上		対象外	参加人数15名以上かつ延べ宿泊数15泊以上
	補助金額 (市内宿泊)	延べ宿泊者数×2,000円 ただし、サクラクオリティー認証を取得した市内宿泊施設を利用する場合は、10,000円を加算する。		対象外	観光交流活動数×5,000円
	補助上限	<1回の補助上限>※上記加算ありの場合 延べ宿泊者数15泊以上 40,000円(※50,000円) 延べ宿泊者数100泊以上 70,000円(※80,000円) 延べ宿泊者数300泊以上 100,000円(※110,000円)		<1回の補助上限> 50,000円	<1回の補助上限> 15,000円

※1 団体旅行とは、学校の管理下（大学は認知下）で行われる教育旅行（合宿旅行、修学旅行、移動教室、スキー実習等）若しくは児童、生徒又は学生で組織する団体が実施する合宿旅行で、引率する教員若しくは指導者（大学は代表者）がいる旅行とする。

※2 日帰旅行は、旅程において、市内景勝地や観光施設等の滞在が確認できること。

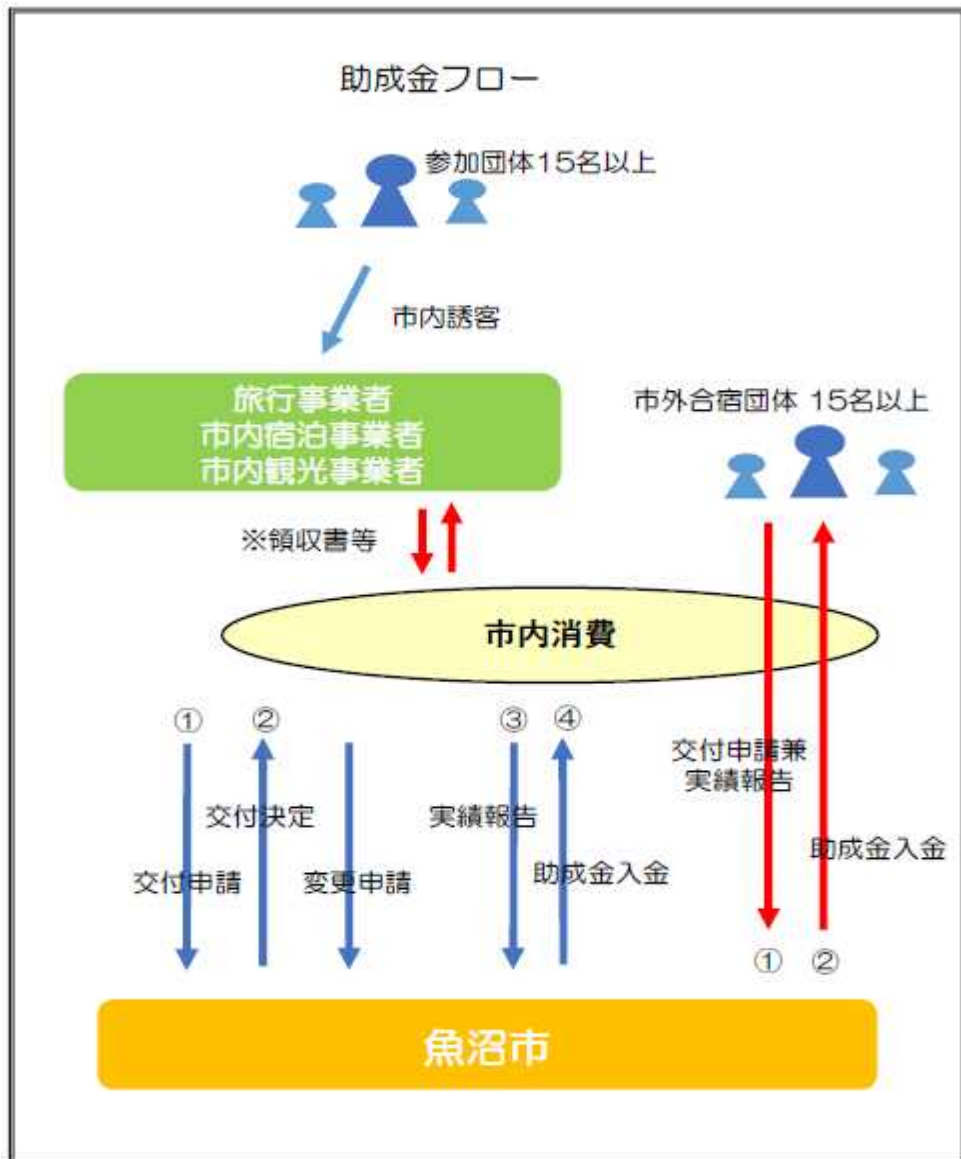
※3 同一の募集型企画旅行は、2回までを対象とする。申請の際は実施日ごとに申請し、ツアー名の冒頭に日付を記載すること。（例『10/9 魚沼満喫ツアー』）

- ※ 1つの旅行に対して、申請できる旅行手配サービス事業者は1社とする。
- ※ 募集型企画旅行の場合は、参加人数を募集人数とする。
- ※ 市内のサクラクオリティ認証宿については、以下サイトをご確認ください。
<https://www.sakurastay.com/>

5. 条件

- ①市外を発地とし、市内の宿泊施設を利用する宿泊旅行であること。ただし、市内観光事業者が実施する日帰り旅行は対象とする。
- ②申請者が市外合宿団体の場合は、合宿期間中に次に掲げるいずれかの観光交流活動を行うとともに、団体で管理するHP又はSNSに活動の様子を掲載すること。
 - ・市内学校若しくは団体との交流会又は市民を対象としたイベント等の活動
 - ・市内において農林体験やものづくり体験等の活動
 - ・魚沼市観光ガイドブックに掲載されている市内観光施設(宿泊施設を除く。)等を1箇所以上訪問する活動

6. 申請フロー



<p>7. 申請書類</p>	<p>【助成金申請時】</p> <p>①助成金交付申請書</p> <p>②団体旅行計画書</p> <p>※注意：助成金交付決定前の事業実施は行わないようご注意ください。</p> <p>【助成金対象事業の内容に変更が生じた場合】</p> <p>①助成金交付変更申請書</p> <p>②団体旅行計画書（変更したもの）</p> <p>※交付決定額以内の変更の場合は、上記書類の提出は不要です。ただし、期間内に事業が完了しない場合は提出が必要です。</p> <p>【助成金実績報告時】</p> <p>①助成金実績報告書</p> <p>②団体旅行報告書</p> <p>③市内での消費を証明する領収書等のコピー</p> <p>※旅行者個人の領収書が複数枚に渡る場合は、別に定める一括領収証明書を添付）</p> <p>【申請者が市外合宿団体の場合】</p> <p>①交付申請書兼実績報告書</p> <p>②団体が管理する HP 又は SNS に掲載したページの写し</p> <p>③観光交流活動を行ったことを証する書類</p>
<p>8. 申請先 (お問い合わせ先)</p>	<p>魚沼市産業経済部 観光課 (担当：観光振興係)</p> <p>○所在地 〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地</p> <p>○TEL 025-792-9754</p> <p>○FAX 025-793-1016</p> <p>○メール kanko@city.uonuma.lg.jp</p> <p>※上記にメールをいただければ、助成金申請に係る電子データを送付いたします。</p>

よくある質問（FAQ）

Q：同一の参加団体が1年間で複数回に渡り来訪する場合は対象となるのか。	A：対象になりません。本助成金は、同一年度1回までの申請となります。ただし、団体旅行の場合は、複数回に渡り来訪する場合でも、1回の申請にまとめていただければ対象となります。 ※学部、学年、クラス、部活動等の区分を問わず、 1団体（学校）あたり1申請が申請上限となります。 複数回の旅程を分かるように旅行計画書に記載してください。
Q：日帰り旅行で、参加者数が15名未満の団体は対象となるのか。	A：対象になりません。
Q：2泊3日の宿泊旅行で、1泊目は15名以上宿泊したが、途中で参加者が減り、2泊目は15名未満となった。この場合、対象となるのか。	A：対象になります。ただし、交付額は、延べ宿泊者数により、変更して交付します。募集型企画旅行の場合、募集人数が15名以上であれば、実際にその人数を下回っても対象となります。
Q：他キャンペーンや割引等との併用は可能か	A：可能です。 ただし、併用する場合は、他キャンペーン等を適用後（減額後）の領収書を添付してください。
Q：市内消費の証明書類について電子決済した場合はどうなるのか	A：電子決済であっても、消費先店舗等から領収証を発行してもらえれば問題ありません。
Q：市内消費で対象とならないものはあるのか	A：金券（商品券、図書券等）やプリペイドカード等の換金性の高い商品の消費は対象となりません。
Q：助成金交付申請時は、市内消費額（予定）を助成金交付基準額としていたが、延べ宿泊者数が減ったことにより、実績報告時には延べ宿泊者数からの積算額が少なくなった場合、どうすればよいか。	A：旅行報告書により、少ない金額の方を記載ください。
Q：教育旅行で、引率する教員や代表者以外の同行者（保護者等）を参加者に含めてよいか。	A：市内消費（例：宿泊、リフト代、昼食等）があれば含めて構いません。
Q：日帰り旅行の場合、魚沼市内で食事のみ滞在でも助成金の対象となるのか。	A：食事のみは対象となりません。市内での食事に加えて、景勝地や観光施設等の滞在を旅程に組み入れていただければ対象となります。
Q：同一の募集型企画旅行を複数回実施する場合は、対象となるのか。	A：同一の募集型企画旅行は、2回までを対象とさせていただきます。申請の際は <u>実施日毎に分けて</u> 申請してください。
Q：助成金交付決定前に、募集型企画旅行のPRや募集を行っている場合は対象となるのか。	A：対象となりません。

<p>Q：対象事業費は、消費税額を含めた額で申請してよいか</p>	<p>A：消費税を含めた額で申請いただいて差し支えありません。</p>
<p>Q：交付を受けた助成金は消費税の課税対象となるか</p>	<p>A：助成金事業に伴う助成金収入は、消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。助成事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。詳細は国税庁 HP (https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6157.htm)にてご確認ください。</p>
<p>Q：市外合宿団体の申請条件について、個人の SNS での発信でもよいか</p>	<p>団体が管理する HP 又は SNS での発信に限ります。また、非公開アカウントでの発信は認められません。</p>